

令和5年度第3回逗子市国民健康保険運営協議会 会議次第

日 時 令和6年2月9日（金）

午後2時から

場 所 逗子市役所5階 第3会議室

1 議 題

（1）報告事項1

令和5年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

（2）報告事項2

令和6年度逗子市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について

（3）報告事項3

逗子市国民健康保険条例の一部改正について（令和6年1月1日施行）

（4）報告事項4

逗子市国民健康保険条例の一部改正について（令和6年4月1日施行）

（5）その他

逗子市国民健康保険運営協議会委員名簿（令和6年2月1日現在）

任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日

区 分		氏 名	備 考
被保険者代表	公募市民	小清水 時子	
	公募市民	山上 篤志	
保険医又は 保険薬剤師代表	逗葉医師会	池上 晃子	
	逗葉歯科医師会	武田 宇央	令和5年6月1日から
公益代表	逗子市民生委員 児童委員協議会	坂口 敏子	副会長 令和4年12月1日から
	鎌倉保健福祉事務所	大久保 久美子	会 長 令和5年4月1日から
被用者保険等 保険者代表	神奈川県被用者保険等 保険者連絡協議会	高田 雅浩	令和5年10月1日から

（敬称略）

国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧

○被保険者数、世帯数

年度	被保険者数	世帯数
H30	13,757	8,911
R元	13,064	8,580
R2	12,809	8,481
R3	12,552	8,430
R4	12,012	8,162

(各年度の平均)

○年齢・男女別

年齢（歳）	男	女	計
0～19	497	474	971
20～39	664	715	1,379
40～59	1,471	1,705	3,176
60～74	2,446	3,278	5,724
計	5,078	6,172	11,250

(R5.12末現在)

令和5年度第3回

逗子市国民健康保険運営協議会

会議資料

(報告事項1)

令和5年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 資料1 | 令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案) |
| 資料2 | 令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)の概要 |
| 資料3 | 令和5年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)歳出 |
| 資料4 | 令和5年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)歳入 |
| 資料5 | 令和5年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)歳出「補正予算の内訳」 |
| 資料6 | 令和5年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)歳入「補正予算の内訳」 |

(報告事項2)

令和6年度逗子市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について

- | | |
|------|---------------------------------|
| 資料7 | 令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)の概要《歳出》 |
| 資料8 | 令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)の概要《歳入》 |
| 資料9 | 令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算表(案)歳出 |
| 資料10 | 令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算表(案)歳入 |
| 資料11 | 逗子市国保主要データ |

(報告事項3)

逗子市国民健康保険条例の一部改正について(令和6年1月1日施行)

- | | |
|------|---------------|
| 資料12 | 改正概要及び条例新旧対照表 |
|------|---------------|

(報告事項4)

逗子市国民健康保険条例の一部改正について(令和6年4月1日施行)

- | | |
|------|------|
| 資料13 | 改正概要 |
|------|------|

逗子市福祉部国保健康課

令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)

○ 歳 出 (補正科目のみ)

(単位:千円)

科 目	当初予算額	補正予算額	最終予算額	説 明
1総務費	99,604	3,252	102,856	
1総務管理費	95,378	3,252	98,630	
1一般管理費	94,812	3,252	98,064	・職員給与費等の減 ・産前産後期間保険料免除に係るシステム改修費の増
6基金積立金	1	110,000	110,001	
1基金積立金	1	110,000	110,001	
1国民健康保険事業運営基金積立金	1	110,000	110,001	国民健康保険事業運営基金への積立
8諸支出金	10,206	170	10,376	
1償還金及び還付加算金	10,205	170	10,375	
7保険給付費等交付金償還金	1	170	171	保険給付費等交付金の確定に伴う返還金
(歳出合計)	109,811	113,422	223,233	

○ 歳 入 (補正科目のみ)

(単位:千円)

科 目	当初予算額	補正予算額	最終予算額	説 明
1国民健康保険料	1,261,555	△ 51,945	1,209,610	
1国民健康保険料	1,261,555	△ 51,945	1,209,610	
1一般被保険者国民健康保険料	1,261,549	△ 51,945	1,209,604	保険料収入見込額の減
2国庫支出金	301	△ 52	249	
1国庫補助金	301	△ 52	249	
2出産育児一時金臨時補助金	300	△ 52	248	交付金額の確定
3県支出金	4,762,474	1,894	4,764,368	
1県補助金	4,762,474	1,894	4,764,368	
1保険給付費等交付金	4,762,474	1,894	4,764,368	
2保険給付費等交付金(特別交付金)	77,369	1,894	79,263	・システム改修費にかかる交付金の増 ・特定健診負担金分の交付金額の確定
5繰入金	691,427	14,029	705,456	
1一般会計繰入金	531,427	14,029	545,456	
1一般会計繰入金	531,427	14,029	545,456	各繰入金の額確定に伴う増
6繰越金	1	149,496	149,497	前年度剰余金の予算化
(歳入合計)	6,715,758	113,422	6,829,180	

令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)の概要

歳出 補正予算

合計 113,422千円

- 1 「一般管理費」
 - ・職員給与費等の減 △488千円
 - ・産前産後期間保険料免除に係るシステム改修費の増 3,740千円
- 2 「国民健康保険事業運営基金積立金」
 - ・基金への積立 110,000千円
- 3 「保険給付費等交付金償還金」
 - ・保険給付費等交付金の確定に伴う返還金 170千円

歳入 補正予算

合計 113,422千円

- 1 「一般被保険者国民健康保険料」
 - 保険料収入見込額の減 △51,945千円
- 2 「出産育児一時金臨時補助金」
 - 交付金額の確定 △52千円
- 3 「保険給付費等交付金(特別交付金)」
 - ・産前産後期間保険料免除に係るシステム改修費に係る交付金の増 3,740千円
 - ・特定健診負担金分の交付金額の確定 △1,846千円
- 4 「一般会計繰入金」
 - ・保険基盤安定繰入金の確定 14,014千円
 - ・未就学児均等割保険料繰入金の確定 △256千円
 - ・職員給与費等繰入金の確定 △488千円
 - ・財政安定化支援事業繰入金の確定 581千円
 - ・産前産後保険料繰入金の確定 178千円
- 5 「繰越金」
 - ・前年度剰余金の予算化 149,496千円

令和5年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)

(単位:円)

款 項 目	歳 出	当初予算額	補正予算額	予備費充用	最終予算額	R4最終予算額	前年度比較
1総務費		99,604,000	3,252,000		102,856,000	97,323,000	5,533,000
1総務管理費		95,378,000	3,252,000		98,630,000	93,241,000	5,389,000
1一般管理費		94,812,000	3,252,000		98,064,000	92,492,000	5,572,000
1職員給与費等		68,442,000	△ 488,000		67,954,000	66,809,000	1,145,000
2一般管理事務費		26,370,000	3,740,000		30,110,000	25,683,000	4,427,000
2連合会負担金		566,000			566,000	749,000	△ 183,000
2徴収費 1賦課徴収費		3,910,000			3,910,000	3,716,000	194,000
3運営協議会費 1運営協議会費		316,000			316,000	366,000	△ 50,000
2保険給付費		4,720,119,000		44,000	4,720,163,000	4,715,755,000	4,408,000
1療養諸費		4,064,002,000			4,064,002,000	4,064,002,000	0
1一般被保険者療養給付費		4,000,000,000			4,000,000,000	4,000,000,000	0
2退職被保険者等療養給付費		1,000			1,000	1,000	0
3一般被保険者療養費		50,000,000			50,000,000	50,000,000	0
4退職被保険者等療養費		1,000			1,000	1,000	0
5審査支払手数料		14,000,000			14,000,000	14,000,000	0
2高額療養費		621,002,000			621,002,000	621,002,000	0
1一般被保険者高額療養費		620,000,000			620,000,000	620,000,000	0
2退職被保険者等高額療養費		1,000			1,000	1,000	0
3一般被保険者高額介護合算療養費		1,000,000			1,000,000	1,000,000	0
4退職被保険者等高額介護合算療養費		1,000			1,000	1,000	0
3移送費		101,000			101,000	101,000	0
1一般被保険者移送費		100,000			100,000	100,000	0
2退職被保険者等移送費		1,000			1,000	1,000	0
4出産育児諸費		30,013,000			30,013,000	25,213,000	4,800,000
1出産育児一時金		30,000,000			30,000,000	25,200,000	4,800,000
2支払手数料		13,000			13,000	13,000	0
5葬祭諸費 1葬祭費		5,000,000			5,000,000	5,000,000	0
6傷病手当諸費 1傷病手当金		1,000		44,000	45,000	437,000	△ 392,000
3国民健康保険事業費納付金		1,817,514,000			1,817,514,000	1,697,914,000	119,600,000
1医療給付費分		1,187,343,000			1,187,343,000	1,098,009,000	89,334,000
1一般被保険者医療給付費分		1,187,335,000			1,187,335,000	1,098,000,000	89,335,000
2退職被保険者等医療給付費分		8,000			8,000	9,000	△ 1,000
2後期高齢者支援金等分		448,602,000			448,602,000	417,905,000	30,697,000
1一般被保険者後期高齢者支援金等分		448,598,000			448,598,000	417,901,000	30,697,000
2退職被保険者等後期高齢者支援金等分		4,000			4,000	4,000	0
3介護納付金分		181,569,000			181,569,000	182,000,000	△ 431,000
4共同事業拠出金 1共同事業拠出金		1,000			1,000	1,000	0
1共同事業拠出金		1,000			1,000	1,000	0
5保健事業費		63,354,000			63,354,000	53,494,000	9,860,000
1特定健康診査等事業費 1特定健診・特定保健指導費		61,199,000			61,199,000	51,339,000	9,860,000
2保健事業費 1保健普及費		2,155,000			2,155,000	2,155,000	0
6基金積立金 1基金積立金		1,000	110,000,000		110,001,000	150,001,000	△ 40,000,000
1国民健康保険事業運営基金積立金		1,000	110,000,000		110,001,000	150,001,000	△ 40,000,000
7公債費 1一般公債費 1利子		1,000			1,000	1,000	0
8諸支出金		10,206,000	170,000		10,376,000	13,973,000	△ 3,597,000
1償還金及び還付加算金		10,205,000	170,000		10,375,000	13,972,000	△ 3,597,000
1一般被保険者保険料還付金		10,000,000			10,000,000	7,943,000	2,057,000
2退職被保険者等保険料還付金		1,000			1,000	1,000	0
3償還金		1,000			1,000	1,857,000	△ 1,856,000
4一般被保険者還付加算金		200,000			200,000	200,000	0
5退職被保険者等還付加算金		1,000			1,000	1,000	0
6国庫支出金返納金		1,000			1,000	3,968,000	△ 3,967,000
7保険給付費等交付金償還金		1,000	170,000		171,000	2,000	169,000
2延滞金 1延滞金		1,000			1,000	1,000	0
9予備費 1予備費 1予備費		5,000,000		△ 44,000	4,956,000	3,621,000	1,335,000
合 計		6,715,800,000	113,422,000	0	6,829,222,000	6,732,083,000	97,139,000

令和5年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)

(単位:円)

款 項 目	歳 入					
		当初予算額	補正予算額	最終予算額	R4最終予算額	前年度比較
1 国民健康保険料 1 国民健康保険料		1,261,555,000	△ 51,945,000	1,209,610,000	1,236,930,000	△ 27,320,000
1 一般被保険者国民健康保険料		1,261,549,000	△ 51,945,000	1,209,604,000	1,236,924,000	△ 27,320,000
1 医療給付費分現年度分		807,158,000	△ 33,813,000	773,345,000	766,618,000	6,727,000
2 後期高齢者支援金分現年度分		304,960,000	△ 12,734,000	292,226,000	335,459,000	△ 43,233,000
3 介護納付金分現年度分		123,431,000	△ 5,398,000	118,033,000	106,947,000	11,086,000
4 医療給付費分滞納繰越分		16,000,000		16,000,000	17,000,000	△ 1,000,000
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分		7,000,000		7,000,000	7,600,000	△ 600,000
6 介護納付金分滞納繰越分		3,000,000		3,000,000	3,300,000	△ 300,000
2 退職被保険者等国民健康保険料		6,000		6,000	6,000	0
1 医療給付費分現年度分		1,000		1,000	1,000	0
2 後期高齢者支援金分現年度分		1,000		1,000	1,000	0
3 介護納付金分現年度分		1,000		1,000	1,000	0
4 医療給付費分滞納繰越分		1,000		1,000	1,000	0
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分		1,000		1,000	1,000	0
6 介護納付金分滞納繰越分		1,000		1,000	1,000	0
2 国庫支出金		301,000	△ 52,000	249,000	2,000	247,000
1 国庫補助金		301,000	△ 52,000	249,000	2,000	247,000
1 災害臨時特例補助金		1,000		1,000	1,000	0
2 出産育児一時金臨時補助金		300,000	△ 52,000	248,000	1,000	247,000
3 県支出金		4,762,474,000	1,894,000	4,764,368,000	4,760,321,000	4,047,000
1 県補助金		4,762,474,000	1,894,000	4,764,368,000	4,760,321,000	4,047,000
1 保険給付費等交付金		4,762,474,000	1,894,000	4,764,368,000	4,760,321,000	4,047,000
1 保険給付費等交付金(普通交付金)		4,685,105,000		4,685,105,000	4,685,105,000	0
2 保険給付費等交付金(特別交付金)		77,369,000	1,894,000	79,263,000	75,216,000	4,047,000
1 保険者努力支援分		25,640,000		25,640,000	23,800,000	1,840,000
2 特別調整交付金分		9,887,000	3,740,000	13,627,000	11,695,000	1,932,000
3 県繰入金		29,440,000		29,440,000	27,376,000	2,064,000
4 特定健診等負担金		12,402,000	△ 1,846,000	10,556,000	12,345,000	△ 1,789,000
4 財産収入 1 財産運用収入 1 利子及び配当金		1,000		1,000	1,000	0
5 繰入金		691,427,000	14,029,000	705,456,000	542,240,000	163,216,000
1 一般会計繰入金 1 一般会計繰入金		531,427,000	14,029,000	545,456,000	542,240,000	3,216,000
1 保険基盤安定繰入金		249,694,000	14,014,000	263,708,000	247,540,000	16,168,000
2 未就学児均等割保険料繰入金		2,732,000	△ 256,000	2,476,000	2,732,000	△ 256,000
3 職員給与費等繰入金		101,650,000	△ 488,000	101,162,000	96,726,000	4,436,000
4 出産育児一時金等繰入金		20,000,000		20,000,000	16,800,000	3,200,000
5 財政安定化支援事業繰入金		12,587,000	581,000	13,168,000	13,678,000	△ 510,000
6 その他一般会計繰入金		144,764,000		144,764,000	164,764,000	△ 20,000,000
7 産前産後保険料繰入金			178,000	178,000		178,000
2 基金繰入金		160,000,000		160,000,000	0	160,000,000
1 国民健康保険事業運営基金繰入金		160,000,000		160,000,000	0	160,000,000
6 繰越金 1 繰越金 1 繰越金		1,000	149,496,000	149,497,000	192,548,000	△ 43,051,000
7 諸収入		41,000		41,000	41,000	0
1 延滞金加算金及び過料		14,000		14,000	14,000	0
2 預金利子		1,000		1,000	1,000	0
3 雑入		26,000		26,000	26,000	0
合 計		6,715,800,000	113,422,000	6,829,222,000	6,732,083,000	97,139,000

令和5年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)「補正予算の内訳」

		歳 出		(単位:円)		
款	項 目	当初予算額	補正1号	補正2号	予備費充用	予算現額
1	総務費	99,604,000	3,252,000			102,856,000
	1 総務管理費	95,378,000	3,252,000			98,630,000
	1 一般管理費	94,812,000	3,252,000			98,064,000
	1 職員給与費等	68,442,000	△ 488,000			67,954,000
	2 一般管理事務費	26,370,000	3,740,000			30,110,000
	2 連合会負担金	566,000				566,000
	2 徴収費 1 賦課徴収費	3,910,000				3,910,000
	3 運営協議会費 1 運営協議会費	316,000				316,000
2	保険給付費	4,720,119,000			44,000	4,720,163,000
	1 療養諸費	4,064,002,000				4,064,002,000
	1 一般被保険者療養給付費	4,000,000,000				4,000,000,000
	2 退職被保険者等療養給付費	1,000				1,000
	3 一般被保険者療養費	50,000,000				50,000,000
	4 退職被保険者等療養費	1,000				1,000
	5 審査支払手数料	14,000,000				14,000,000
	2 高額療養費	621,002,000				621,002,000
	1 一般被保険者高額療養費	620,000,000				620,000,000
	2 退職被保険者等高額療養費	1,000				1,000
	3 一般被保険者高額介護合算療養費	1,000,000				1,000,000
	4 退職被保険者等高額介護合算療養費	1,000				1,000
	3 移送費	101,000				101,000
	1 一般被保険者移送費	100,000				100,000
	2 退職被保険者等移送費	1,000				1,000
	4 出産育児諸費	30,013,000				30,013,000
	1 出産育児一時金	30,000,000				30,000,000
	2 支払手数料	13,000				13,000
	5 葬祭諸費 1 葬祭費	5,000,000				5,000,000
	6 傷病手当諸費 1 傷病手当金	1,000			44,000	45,000
3	国民健康保険事業費納付金	1,817,514,000				1,817,514,000
	1 医療給付費分	1,187,343,000				1,187,343,000
	1 一般被保険者医療給付費分	1,187,335,000				1,187,335,000
	2 退職被保険者等医療給付費分	8,000				8,000
	2 後期高齢者支援金等分	448,602,000				448,602,000
	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	448,598,000				448,598,000
	2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	4,000				4,000
	3 介護納付金分	181,569,000				181,569,000
4	共同事業拠出金 1 共同事業拠出金	1,000				1,000
	1 共同事業拠出金	1,000				1,000
5	保健事業費	63,354,000				63,354,000
	1 特定健康診査等事業費 1 特定健診・特定保健指導費	61,199,000				61,199,000
	2 保健事業費 1 保健普及費	2,155,000				2,155,000
6	基金積立金 1 基金積立金	1,000		110,000,000		110,001,000
	1 国民健康保険事業運営基金積立金	1,000		110,000,000		110,001,000
7	公債費 1 一般公債費 1 利子	1,000				1,000
8	諸支出金	10,206,000		170,000		10,376,000
	1 償還金及び還付加算金	10,205,000		170,000		10,375,000
	1 一般被保険者保険料還付金	10,000,000				10,000,000
	2 退職被保険者等保険料還付金	1,000				1,000
	3 償還金	1,000				1,000
	4 一般被保険者還付加算金	200,000				200,000
	5 退職被保険者等還付加算金	1,000				1,000
	6 国庫支出金返納金	1,000				1,000
	7 保険給付費等交付金償還金	1,000		170,000		171,000
	2 延滞金 1 延滞金	1,000				1,000
9	予備費 1 予備費 1 予備費	5,000,000			△ 44,000	4,956,000
合 計		6,715,800,000	3,252,000	110,170,000	0	6,829,222,000

令和5年度国民健康保険事業特別会計予算表(案)「補正予算の内訳」

			歳入	(単位:円)						
款	項	目		当初予算額	補正1号	補正2号	予算現額			
1	国民健康保険料 1 国民健康保険料			1,261,555,000		△ 51,945,000	1,209,610,000			
	1	一般被保険者国民健康保険料		1,261,549,000		△ 51,945,000	1,209,604,000			
		1	医療給付費分現年度分	807,158,000		△ 33,813,000	773,345,000			
		2	後期高齢者支援金分現年度分	304,960,000		△ 12,734,000	292,226,000			
		3	介護納付金分現年度分	123,431,000		△ 5,398,000	118,033,000			
		4	医療給付費分滞納繰越分	16,000,000			16,000,000			
		5	後期高齢者支援金分滞納繰越分	7,000,000			7,000,000			
		6	介護納付金分滞納繰越分	3,000,000			3,000,000			
		2	退職被保険者等国民健康保険料		6,000			6,000		
	1	医療給付費分現年度分		1,000			1,000			
		2後期高齢者支援金分現年度分		1,000			1,000			
		3介護納付金分現年度分		1,000			1,000			
		4医療給付費分滞納繰越分		1,000			1,000			
		5後期高齢者支援金分滞納繰越分		1,000			1,000			
		6介護納付金分滞納繰越分		1,000			1,000			
		2国庫支出金			301,000		△ 52,000	249,000		
	1	国庫補助金		301,000		△ 52,000	249,000			
		1	災害臨時特例補助金	1,000			1,000			
		2	出産育児一時金臨時補助金	300,000		△ 52,000	248,000			
	3県支出金			4,762,474,000	3,740,000	△ 1,846,000	4,764,368,000			
	1	県補助金		4,762,474,000	3,740,000	△ 1,846,000	4,764,368,000			
1		保険給付費等交付金		4,762,474,000	3,740,000	△ 1,846,000	4,764,368,000			
		1	保険給付費等交付金(普通交付金)		4,685,105,000			4,685,105,000		
			2	保険給付費等交付金(特別交付金)		77,369,000	3,740,000	△ 1,846,000	79,263,000	
				1	保険者努力支援分		25,640,000			25,640,000
				2	特別調整交付金分		9,887,000	3,740,000		13,627,000
		3	県繰入金		29,440,000			29,440,000		
		4	特定健診等負担金		12,402,000		△ 1,846,000	10,556,000		
		4財産収入 1財産運用収入 1利子及び配当金			1,000			1,000		
5繰入金			691,427,000	△ 488,000	14,517,000	705,456,000				
1	一般会計繰入金 1一般会計繰入金		531,427,000	△ 488,000	14,517,000	545,456,000				
	1	保険基盤安定繰入金		249,694,000		14,014,000	263,708,000			
		2未就学児均等割保険料繰入金		2,732,000		△ 256,000	2,476,000			
		3職員給与費等繰入金		101,650,000	△ 488,000		101,162,000			
		4出産育児一時金等繰入金		20,000,000			20,000,000			
		5財政安定化支援事業繰入金		12,587,000		581,000	13,168,000			
		6その他一般会計繰入金		144,764,000			144,764,000			
		7産前産後保険料繰入金				178,000	178,000			
	2基金繰入金		160,000,000			160,000,000				
1	国民健康保険事業運営基金繰入金		160,000,000			160,000,000				
6繰越金 1繰越金 1繰越金			1,000		149,496,000	149,497,000				
7諸収入			41,000			41,000				
1	延滞金加算金及び過料		14,000			14,000				
	2預金利子		1,000			1,000				
	3雑入		26,000			26,000				
	合 計			6,715,800,000	3,252,000	110,170,000	6,829,222,000			

令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)の概要

《 歳 出 》

(単位:千円)

科目・概要	R5 当初予算額	R6 当初予算額	前年度 比較	主な事業内容等
総務費 ○職員給与費等 ○一般管理事務費 ・資格管理、保険給付等事務に要する経費 ○連合会負担金 ・神奈川県国民健康保険連合会に対する負担金 ○賦課徴収費 ・保険料賦課徴収事務に要する経費 ○運営協議会費 ・国民健康保険運営協議会に要する経費	99,604	126,752	27,148	<主な増減理由> ・制度改正に伴うシステム改修業務委託料の増 【一般管理事務費】 ・国保システム電算処理業務委託 ・電算共同処理(国保連合会)業務委託 ・レセプト点検業務委託 ・制度改正に伴うシステム改修業務委託 ・高額療養費支給決定等に係る郵送代 など 【賦課徴収費】 ・保険料決定通知書、督促状及び催告書等郵送代 など
保険給付費 ○療養諸費 ・保険事故(疾病、負傷等)に関する保険給付等 ○高額療養費 ・被保険者の自己負担限度額超過分を支給 ○その他 ・移送費、出産育児一時金、葬祭費等の支給	4,720,119	4,480,113	△ 240,006	<主な増減理由> 療養給付費及び高額療養費の減 (被保険者数) 各年12月末時点 R4:11,842人/R5:11,250人/前年比△592人 (一人あたり医療費) R3年度:398,775円/R4年度:395,289円/前年比△3,486円
国民健康保険事業費納付金 国保財政の運営主体である神奈川県への納付金 ・県が医療給付に必要な額を見込み、各市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準等を考慮して毎年決定	1,817,514	1,787,216	△ 30,298	<主な増減理由> 県内一人あたり医療給付費の見込額の減
保健事業費 ○特定健診・特定保健指導費 ・健康保持及びその増進を図るとともに、将来的な医療費を抑制するため、特定健康診査及び特定保健指導を実施 ○保健普及費 ・疾病予防及び健康の保持増進に係る啓発事業等に要する経費	63,354	56,113	△ 7,241	<主な増減理由> データヘルス計画等策定業務委託の減 【特定健診・特定保健指導費】 ・特定健康診査委託 【保健普及費】 ・国保Q&Aガイドブック等作成 ・医療費通知及びジュネリック医薬品差額通知郵送代
基金積立金 国民健康保険事業運営基金への積立	1	1	0	基金現在額(R5年度末見込) 約 297,000千円

科目・概要	R5 当初予算額	R6 当初予算額	前年度 比較	主な事業内容等
公債費 一時借入金に対する利子償還金	1	1	0	
諸支出金 保険料過誤納等に係る還付金 など	10,206	10,104	△ 102	
予備費 予期しなかった支出に対応するための経費	5,000	5,000	0	
共同事業拠出金 年金受給者リスト作成費に係る拠出金	1	0	△ 1	<主な増減理由> 退職者医療制度の廃止に伴う減
合 計	6,715,800	6,465,300	△ 250,500	

令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)の概要

《 歳 入 》

(単位:千円)

科目・概要	R5 当初予算額	R6 当初予算額	前年度 比較	主な事業内容等
国民健康保険料 「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」で構成され、それぞれ「所得割額」(前年の所得額に応じて計算)、「均等割額」(加入者数に応じて計算)、「平等割額」(1世帯につき)がある。	1,261,555	1,255,802	△ 5,753	<主な増減理由> 県納付金は減となったが、その他一般会計繰入金も減となる。 ・令和6年度より退職者医療制度廃止
国庫支出金 国保事業に要する費用を国が負担	301	19,812	19,511	<主な増減理由> 制度改正に伴うシステム改修に係る補助金の増
県支出金 ○普通交付金 市町村の保険給付に要した費用全額が交付 ○特別交付金 市町村の個別の事情、取組状況等に応じて交付 ・保険者努力支援分 ・特別調整交付金分 ・県繰入金 ・特定健診等負担金	4,762,474	4,527,396	△ 235,078	<主な増減理由> 保険給付費(療養給付費)支給見込額の減、特別交付金見込額の増 【保険者努力支援分】 ・特定健診受診率及び保険料徴収率のアップ など 【特別調整交付金分】 医療の適正受診及び第三者行為求償の取組強化 など 【県繰入金】 ・生活習慣病予防事業の実施、保険料滞納処分の執行 など 【特定健診等負担金】 ・特定健診及び特定保健指導に要する費用
財産収入 国民健康保険事業運営基金の運用によって生じる利息	1	1	0	
繰入金 ○一般会計繰入金 一般会計から繰入(補填)されるもので、国基準に基づくもの(法定繰入)と、市独自に基づくもの(法定外繰入)がある。 ・保険基盤安定繰入金 低所得世帯に対する保険料軽減に応じて一定割合分を繰入 ・未就学児均等割保険料繰入金 未就学児に対する保険料軽減に応じて一定割合分を繰入 ・産前産後保険料繰入金 産前産後期間保険料免除に応じて一定割合分を繰入 ・職員給与費等繰入金 国保事務に要する職員給与費等を繰入 ・出産育児一時金等繰入金 出産育児一時金に要する費用の2/3を繰入 ・財政安定化支援事業繰入金 低所得の被保険者が多いなど、市町村の責めに帰することができない理由により国保財政が受ける影響額を繰入 ・その他一般会計(法定外)繰入金 保健事業や保険料減免など、福祉施策に要する費用を繰入 ○基金繰入金 国民健康保険事業運営基金の取り崩し	691,427	662,251	△ 29,176	<主な増減理由> 保険基盤安定繰入金の増、その他一般会計繰入金の減 被保険者の減少等に伴い、保険料の大幅な上昇が見込まれることから、被保険者の急激な負担増を緩和するために、一般会計からの繰入及び国民健康保険事業運営基金の運用を行う。 【その他一般会計繰入金】 124,764千円(前年度比△20,000千円) 【基金繰入金】 130,000千円(前年度比△30,000千円) 基金現在額(R5年度末見込) 約 297,000千円

科目・概要	R5 当初予算額	R6 当初予算額	前年度 比較	主な事業内容等
繰越金 前年度剰余金	1	1	0	
諸収入 保険料延滞金及び第三者求償行為による納付金 など	41	37	△ 4	
合 計	6,715,800	6,465,300	△ 250,500	

令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算表(案)

(単位:円)

款 項 目	歳 出	当初予算額			
		令和5年度	令和6年度	増減(R6-R5)	比較(R6/R5)
1総務費		99,604,000	126,752,000	27,148,000	127.26%
1総務管理費		95,378,000	121,357,000	25,979,000	127.24%
1一般管理費		94,812,000	120,620,000	25,808,000	127.22%
1職員給与費等		68,442,000	75,467,000	7,025,000	110.26%
2一般管理事務費		26,370,000	45,153,000	18,783,000	171.23%
2連合会負担金		566,000	737,000	171,000	130.21%
2徴収費 1賦課徴収費		3,910,000	5,079,000	1,169,000	129.90%
3運営協議会費 1運営協議会費		316,000	316,000	0	100.00%
2保険給付費		4,720,119,000	4,480,113,000	△ 240,006,000	94.92%
1療養諸費		4,064,002,000	3,864,000,000	△ 200,002,000	95.08%
1一般被保険者療養給付費		4,000,000,000	3,800,000,000	△ 200,000,000	95.00%
2一般被保険者療養費		50,000,000	50,000,000	0	100.00%
3審査支払手数料		14,000,000	14,000,000	0	100.00%
退職被保険者等療養給付費		1,000	0	△ 1,000	0.00%
退職被保険者等療養費		1,000	0	△ 1,000	0.00%
2高額療養費		621,002,000	581,000,000	△ 40,002,000	93.56%
1一般被保険者高額療養費		620,000,000	580,000,000	△ 40,000,000	93.55%
2一般被保険者高額介護合算療養費		1,000,000	1,000,000	0	100.00%
退職被保険者等高額療養費		1,000	0	△ 1,000	0.00%
退職被保険者等高額介護合算療養費		1,000	0	△ 1,000	0.00%
3移送費		101,000	100,000	△ 1,000	99.01%
1一般被保険者移送費		100,000	100,000	0	100.00%
退職被保険者等移送費		1,000	0	△ 1,000	0.00%
4出産育児諸費		30,013,000	30,013,000	0	100.00%
1出産育児一時金		30,000,000	30,000,000	0	100.00%
2支払手数料		13,000	13,000	0	100.00%
5葬祭諸費 1葬祭費		5,000,000	5,000,000	0	100.00%
傷病手当諸費 傷病手当金		1,000	0	△ 1,000	0.00%
3国民健康保険事業費納付金		1,817,514,000	1,787,216,000	△ 30,298,000	98.33%
1医療給付費分		1,187,343,000	1,166,771,000	△ 20,572,000	98.27%
1一般被保険者医療給付費分		1,187,335,000	1,166,771,000	△ 20,564,000	98.27%
退職被保険者等医療給付費分		8,000	0	△ 8,000	0.00%
2後期高齢者支援金等分		448,602,000	447,262,000	△ 1,340,000	99.70%
1一般被保険者後期高齢者支援金等分		448,598,000	447,262,000	△ 1,336,000	99.70%
退職被保険者等後期高齢者支援金等分		4,000	0	△ 4,000	0.00%
3介護納付金分		181,569,000	173,183,000	△ 8,386,000	95.38%
4保健事業費		63,354,000	56,113,000	△ 7,241,000	88.57%
1特定健康診査等事業費 1特定健診・特定保健指導費		61,199,000	53,916,000	△ 7,283,000	88.10%
2保健事業費 1保健普及費		2,155,000	2,197,000	42,000	101.95%
5基金積立金 1基金積立金		1,000	1,000	0	100.00%
1国民健康保険事業運営基金積立金		1,000	1,000	0	100.00%
6公債費 1一般公債費 1利子		1,000	1,000	0	100.00%
7諸支出金		10,206,000	10,104,000	△ 102,000	99.00%
1償還金及び還付加算金		10,205,000	10,103,000	△ 102,000	99.00%
1一般被保険者保険料還付金		10,000,000	10,000,000	0	100.00%
2償還金		1,000	1,000	0	100.00%
3一般被保険者還付加算金		200,000	100,000	△ 100,000	50.00%
4国庫支出金返納金		1,000	1,000	0	100.00%
5保険給付費等交付金償還金		1,000	1,000	0	100.00%
退職被保険者等保険料還付金		1,000	0	△ 1,000	0.00%
退職被保険者等還付加算金		1,000	0	△ 1,000	0.00%
2延滞金 1延滞金		1,000	1,000	0	100.00%
8予備費 1予備費 1予備費		5,000,000	5,000,000	0	100.00%
共同事業拠出金 共同事業拠出金		1,000	0	△ 1,000	0.00%
共同事業拠出金		1,000	0	△ 1,000	0.00%
合 計		6,715,800,000	6,465,300,000	△ 250,500,000	96.27%

令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算表(案)

(単位:円)

款 項 目	歳 入	当初予算額			
		令和5年度	令和6年度	増減(R6-R5)	比較(R6/R5)
1 国民健康保険料 1 国民健康保険料		1,261,555,000	1,255,802,000	△ 5,753,000	99.54%
1 一般被保険者国民健康保険料		1,261,549,000	1,255,802,000	△ 5,747,000	99.54%
1 医療給付費分現年度分		807,158,000	802,215,000	△ 4,943,000	99.39%
2 後期高齢者支援金分現年度分		304,960,000	307,515,000	2,555,000	100.84%
3 介護納付金分現年度分		123,431,000	119,072,000	△ 4,359,000	96.47%
4 医療給付費分滞納繰越分		16,000,000	17,000,000	1,000,000	106.25%
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分		7,000,000	7,000,000	0	100.00%
6 介護納付金分滞納繰越分		3,000,000	3,000,000	0	100.00%
退職被保険者等国民健康保険料		6,000	0	△ 6,000	0.00%
医療給付費分現年度分		1,000	0	△ 1,000	0.00%
後期高齢者支援金分現年度分		1,000	0	△ 1,000	0.00%
介護納付金分現年度分		1,000	0	△ 1,000	0.00%
医療給付費分滞納繰越分		1,000	0	△ 1,000	0.00%
後期高齢者支援金分滞納繰越分		1,000	0	△ 1,000	0.00%
介護納付金分滞納繰越分		1,000	0	△ 1,000	0.00%
2 国庫支出金		301,000	19,812,000	19,511,000	6582.06%
1 国庫補助金		301,000	19,812,000	19,511,000	6582.06%
1 災害臨時特例補助金		1,000	1,000	0	100.00%
2 社会保障・税番号制度システム整備補助金			19,811,000	19,811,000	-
出産育児一時金臨時補助金		300,000	0	△ 300,000	0.00%
3 県支出金		4,762,474,000	4,527,396,000	△ 235,078,000	95.06%
1 県補助金		4,762,474,000	4,527,396,000	△ 235,078,000	95.06%
1 保険給付費等交付金		4,762,474,000	4,527,396,000	△ 235,078,000	95.06%
1 保険給付費等交付金(普通交付金)		4,685,105,000	4,445,100,000	△ 240,005,000	94.88%
2 保険給付費等交付金(特別交付金)		77,369,000	82,296,000	4,927,000	106.37%
1 保険者努力支援分		25,640,000	19,422,000	△ 6,218,000	75.75%
2 特別調整交付金分		9,887,000	15,177,000	5,290,000	153.50%
3 県繰入金		29,440,000	35,295,000	5,855,000	119.89%
4 特定健診等負担金		12,402,000	12,402,000	0	100.00%
4 財産収入 1 財産運用収入 1 利子及び配当金		1,000	1,000	0	100.00%
5 繰入金		691,427,000	662,251,000	△ 29,176,000	95.78%
1 一般会計繰入金 1 一般会計繰入金		531,427,000	532,251,000	824,000	100.16%
1 保険基盤安定繰入金		249,694,000	263,708,000	14,014,000	105.61%
2 未就学児均等割保険料繰入金		2,732,000	2,476,000	△ 256,000	90.63%
3 産前産後保険料繰入金			713,000	713,000	-
4 職員給与費等繰入金		101,650,000	108,280,000	6,630,000	106.52%
5 出産育児一時金等繰入金		20,000,000	20,000,000	0	100.00%
6 財政安定化支援事業繰入金		12,587,000	12,310,000	△ 277,000	97.80%
7 その他一般会計繰入金		144,764,000	124,764,000	△ 20,000,000	86.18%
2 基金繰入金		160,000,000	130,000,000	△ 30,000,000	81.25%
1 国民健康保険事業運営基金繰入金		160,000,000	130,000,000	△ 30,000,000	81.25%
6 繰越金 1 繰越金 1 繰越金		1,000	1,000	0	100.00%
7 諸収入		41,000	37,000	△ 4,000	90.24%
1 延滞金加算金及び過料		14,000	12,000	△ 2,000	85.71%
2 預金利子		1,000	1,000	0	100.00%
3 雑入		26,000	24,000	△ 2,000	92.31%
合 計		6,715,800,000	6,465,300,000	△ 250,500,000	96.27%

2023.12末現在

逗子市国保主要データ

1 被保険者数及び世帯数

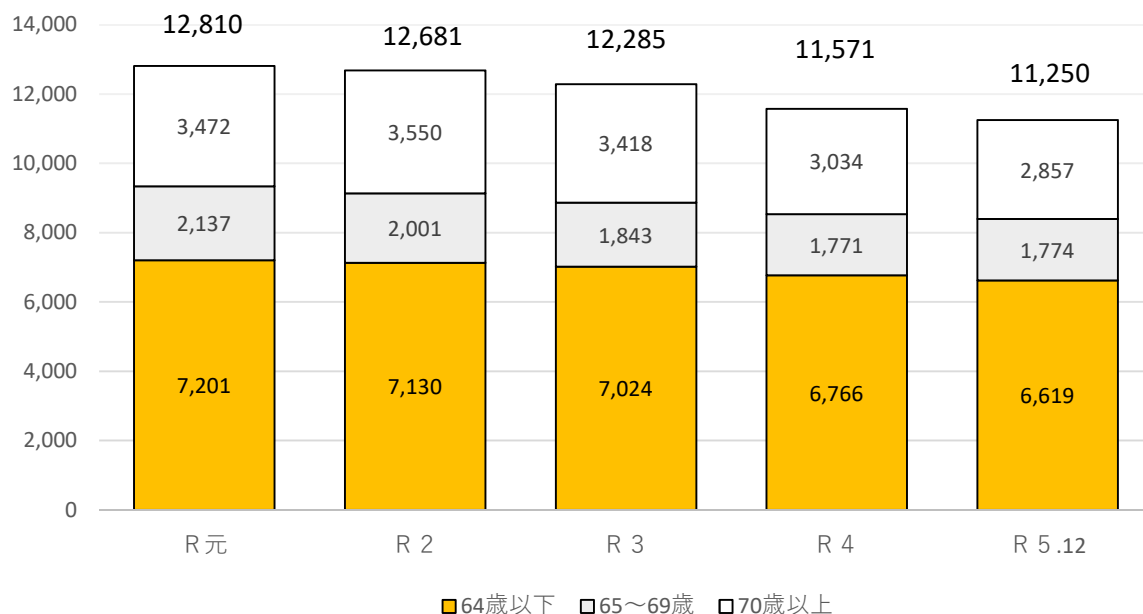
(単位：人・世帯)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	(年度末現在)	加入率	(年度末現在)	加入率	(12月末現在)	加入率
被保険者数	12,285	20.7%	11,571	19.7%	11,250	19.2%
世帯数	8,276	29.6%	7,948	28.5%	7,792	27.9%

※「加入率」は、本市住民基本台帳上の全人口・全世帯数に対する割合

被保険者数の推移

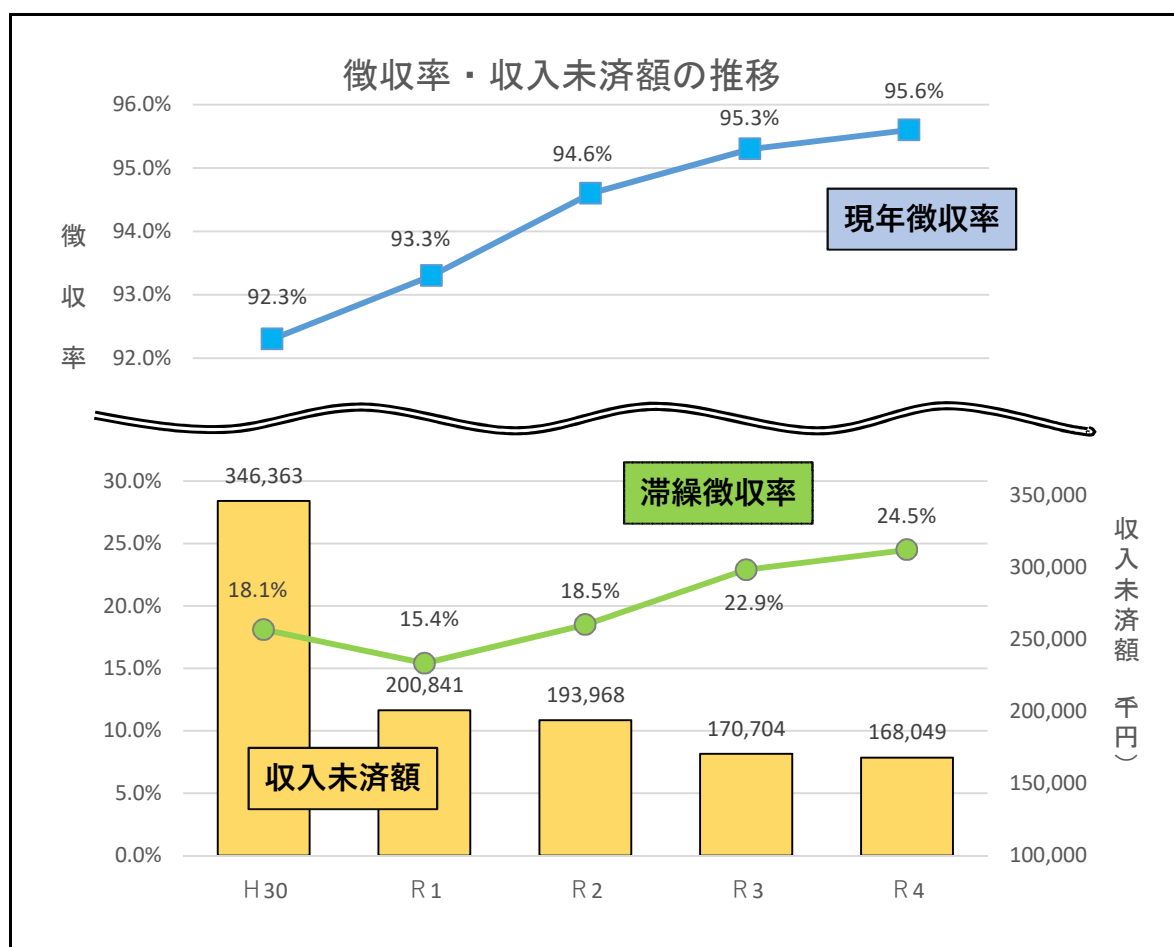
(人)



2 国民健康保険料の徴収状況

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	(収入未済額)	徴収率	(収入未済額)	徴収率	(収入未済額)	徴収率
現年度分	70,272	94.6%	62,036	95.3%	60,018	95.6%
滞納繰越分	123,696	18.5%	108,668	22.9%	108,031	24.5%
計	193,968	84.6%	170,704	86.3%	168,049	87.6%
不納欠損額	38,446		36,520		20,694	



3 保険給付の状況

(1) 保険給付費

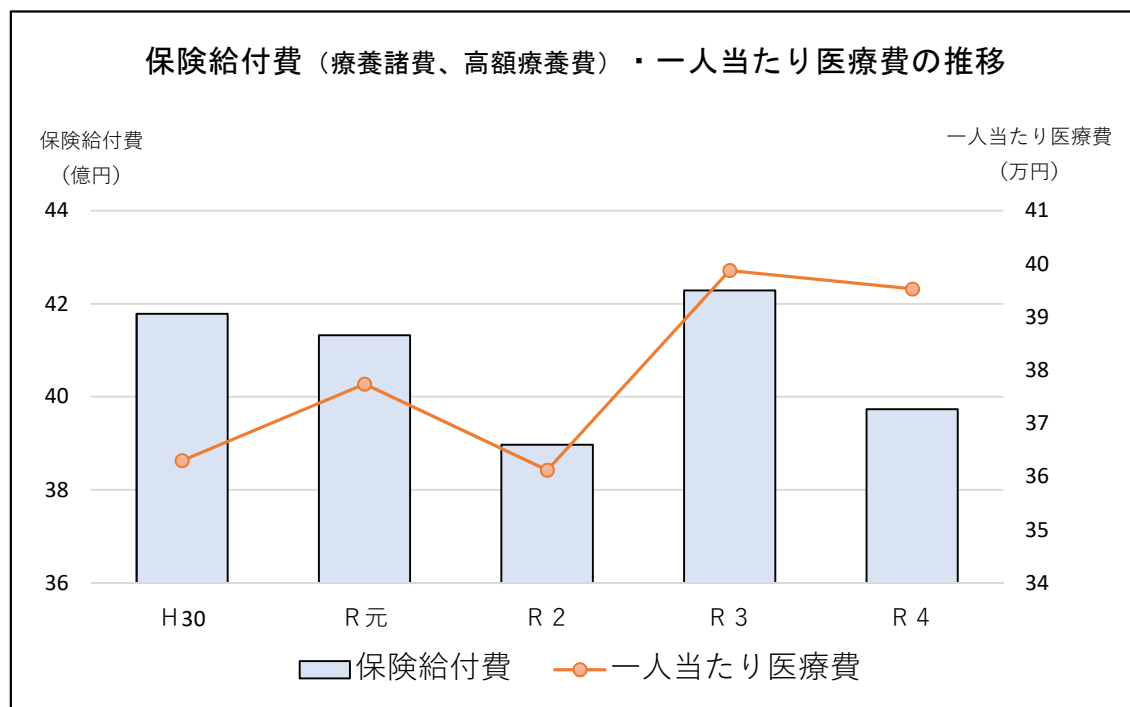
(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療養諸費 (療養給付費、療養費)	3,677,738	3,622,522	3,406,270	3,702,892	3,484,896
高額療養費	500,583	509,789	490,497	525,554	488,733
出産育児一時金	50件	51件	44件	43件	32件
葬祭費	77件	80件	53件	82件	83件
傷病手当金 (新型コロナに関する)	一件	一件	2件	4件	12件

(2) 一人当たり医療費

(単位：円)

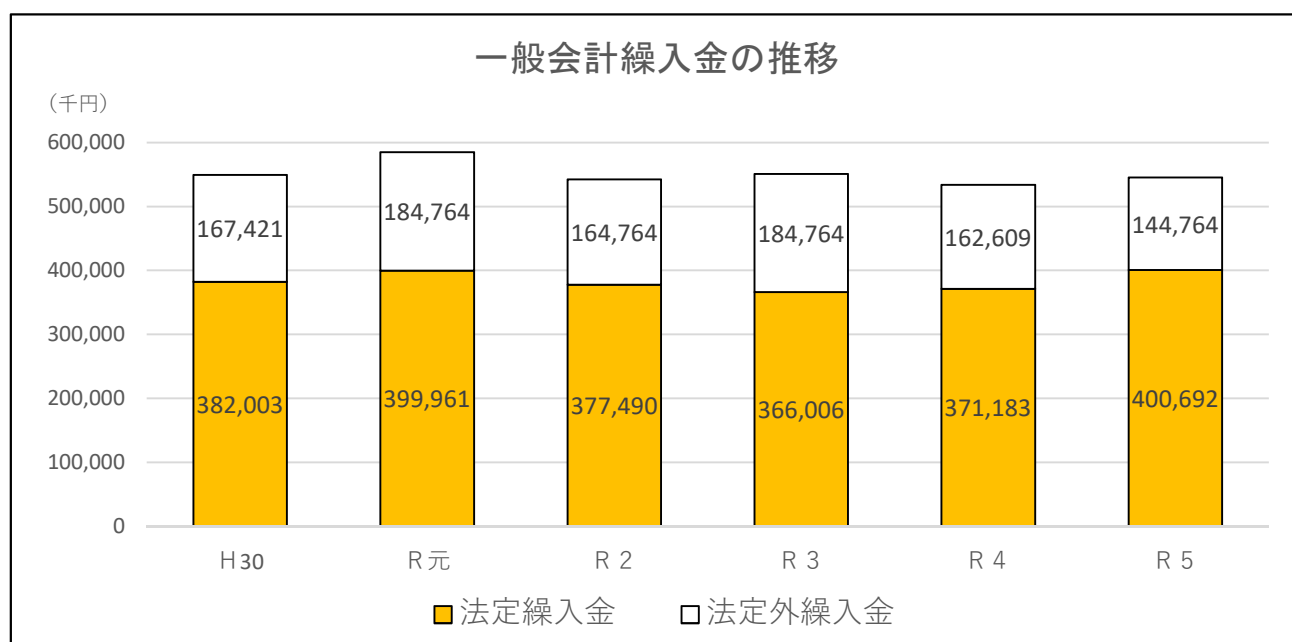
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一人当たり医療費	363,029	377,429	361,233	398,775	395,289
(参考) 県内市町村の平均	353,301	362,703	350,734	377,905	—



4 一般会計繰入金の状況

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (決算見込)
法定繰入	保険基盤安定繰入金	251,749	239,150	249,695	263,708
	未就学児均等割保険料繰入金	—	—	2,733	2,476
	職員給与費等繰入金	98,287	101,110	96,726	101,162
	出産育児一時金等繰入金	11,402	11,760	8,351	20,000
	財政安定化支援事業繰入金	16,052	13,986	13,678	13,168
	産前産後保険料繰入金	—	—	—	178
法定外繰入 (その他一般会計繰入金)		164,764	184,764	162,609	144,764
計		1,093,024	1,084,562	533,792	545,456



5 基金の状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (決算見込)
前年度末残高	71,650	36,904	86,904	196,904	346,904
取崩額	△ 34,746	0	0	0	△ 160,000
積立額	0	50,000	110,000	150,000	110,000
年度末残高	36,904	86,904	196,904	346,904	296,904

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例 改正概要

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、逗子市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

- 1 新たに減額規定（第16条の5）を追加するため、所要の改正を行うもの。

改正条文 第8条の3第1項 第12条の5の2第1項 第12条の6第1項
第15条 第16条の4第1項及び第4項第1号

- 2 地方税法の一部が改正され、引用する地方税法附則の項ズレが生じたため、所要の改正を行うもの。

改正条文 第10第1項 第16条の2第1項第1号

- 3 国民健康保険法の一部が改正され、市町村特別会計への繰入れ等の規定が追加されたため、所要の改正を行うもの。

改正条文 第8条の3第1項第2号エ 第12条の5の2第1項第2号イ
第12条の6第1項第2号イ

- 4 国民健康保険法施行令の一部が改正され、国民健康保険料における出産被保険者の産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額を減額することとなったため、新たに規定を追加するもの。

改正条文 第16条の5 第21条の3

（提案理由）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の公布に伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部が改正され、国民健康保険料における出産被保険者の産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の減額の規定を加えること等について、改正の要あるため提案する。

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）
逗子市国民健康保険条例 昭和34年 3 月25日 逗子市条例第13号 〔注〕昭和57年12月から改正経過を注記した。 目次 第 1 章 市が行う国民健康保険の事務(第 1 条) 第 2 章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会(第 2 条・第 3 条) 第 3 章 被保険者(第 4 条・第 4 条の 2) 第 4 章 保険給付(第 5 条～第 6 条の 7) 第 5 章 保健事業(第 7 条) 第 6 章 保険料(第 8 条～<u>第21条の 2</u>) 第 7 章 雑則(第22条・第22条の 2) 第 8 章 罰則(第23条～第26条) 附則 (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第 8 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被	逗子市国民健康保険条例 昭和34年 3 月25日 逗子市条例第13号 〔注〕昭和57年12月から改正経過を注記した。 目次 第 1 章 市が行う国民健康保険の事務(第 1 条) 第 2 章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会(第 2 条・第 3 条) 第 3 章 被保険者(第 4 条・第 4 条の 2) 第 4 章 保険給付(第 5 条～第 6 条の 7) 第 5 章 保健事業(第 7 条) 第 6 章 保険料(第 8 条～<u>第21条の 3</u>) 第 7 章 雑則(第22条・第22条の 2) 第 8 章 罰則(第23条～第26条) 附則 (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第 8 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被

保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条の2 及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高

保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条の2、第16条の4 及び第16条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) (略)

第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物

第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物

取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条の2第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第16条の2において「租税条約実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。))の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に、第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第12条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者

取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条の2第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第16条の2において「租税条約実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。))の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に、第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

- 2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第12条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者

支援金等賦課額(第16条の2 及び第16条の4)の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第

支援金等賦課額(第16条の2、第16条の4及び第16条の5)の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第

1 項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

(介護納付金賦課総額)

第12条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2 _____の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる

1 項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(介護納付金賦課総額)

第12条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2 及び第16条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる

貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の5の3若しくは第12条の5の6の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。))又は第12条の7の額又は第16条の2第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、

貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の5の3若しくは第12条の5の6の額(被保険者数が増加又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。))若しくは第12条の7の額又は第16条の2第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第16条の4第1

その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の5の3若しくは第12条の5の6の額又は第12条の7の額又は第16条の2第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第12条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第16条の5第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の5の3若しくは第12条の5の6の額若しくは第12条の7の額又は第16条の2第1項各号に定める額、第16条の4第1項に定める第12条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者等均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第4項第1号に定める額、第16条の5第1項各号に定める額又は同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅

(低所得者の保険料の減額)

第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則**第35条の2の6第11項又は第15項**の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る

した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則**第35条の2の6第8項又は第11項**の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る

譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得

譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得

について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、施行令第29条の7第5項第3号ロに規定する乗じる額に当該年度の保

について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) ・ (3) (略)

険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、施行令第29条の7第5項第3号ハに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者の

うち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	
ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額	
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額	
2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。	2～4 (略)
3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の5の3又は第12条の5の6」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の5の5」と読み替えるものとする。	
4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の7」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の9」と読み替えるものとする。	
(未就学児の被保険者均等割額の減額)	(未就学児の被保険者均等割額の減額)
第16条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合	第16条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合

における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の5の5又は第12条の5の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条の2第1項に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

2・3 (略)

4 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)

5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の5の5又は第12条の5の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

(追加)

(2) (略)

5・6 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

第16条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする(第5項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」と

いう。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の5の3又は第12条の5の6」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の7」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の9」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における

当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の5の3又は第12条の5の6」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項におい

(追加)

て同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の7」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の9」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

第21条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例 改正概要

概 要

- 1 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下、「改正法」という。）の公布に伴い、所要の改正を行うもの。
- 2 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）の公布に伴い、所要の改正を行うもの。

改正内容

- 1 退職者医療制度が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。
- 2 ① 国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を22万円から24万円に引き上げることに伴い、所要の改正を行うもの。
② 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を53万5千円から54万5千円に引き上げることに伴い、所要の改正を行うもの。
③ 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、②に準じた所要の改正を行うもの。

施行日

令和6年4月1日